

令和 3 年度決算に基づく
あわら市財政健全化判断比率等
審 査 意 見 書

あわら市監査委員

あ 監 委 第 42 号
令 和 4 年 8 月 5 日

あ わ ら 市 長 森 之 嗣 様

あ わ ら 市 監 査 委 員 伊 東 秀 一

あ わ ら 市 監 査 委 員 笹 原 幸 信



令 和 3 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 及 び 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 審 査 に 付 さ れ た 令 和 3 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 及 び 公 営 企 業 会 計 の 資 金 不 足 比 率 並 び に そ れ ら の 算 定 の 基 礎 と な る 事 項 を 記 載 し た 書 類 を 審 査 し た 結 果、 次 の と お り 意 見 を 提 出 す る。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率意見書

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月12日から令和4年7月28日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類と照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率

(1) 総合意見

審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って作成されているものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりで、早期健全化基準を下回っていることから財政状況が著しく悪化している状況ではなく、今後とも財政の健全性確保に努められたい。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	13.49%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	18.49%	30.00%
③ 実質公債費比率	6.7%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	35.8%	350.0%	—

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、あわら市の財政規模に応じた基準

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

一般会計等の令和3年度決算収支において実質赤字額は生じていない。

② 連結実質赤字比率

全会計の令和3年度決算収支において連結実質赤字額は生じていない。

③ 実質公債費比率

令和元年度から令和3年度までの実質公債費比率の平均は6.7%であり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、公債費の財政負担が令和3年度の標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはない。

④ 将来負担比率

令和3年度末における将来負担比率は35.8%であり、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを大きく下回っており、将来の市債償還や債務負担行為の支出予定額等が令和3年度の標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはない。

2 資金不足比率

(1) 総合意見

審査に付された令和3年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って作成されているものと認められた。

資金不足比率は次表のとおりで、2つの会計全てにおいて資金の不足額は生じていないことから経営資金の状況が著しく悪化している状況にはなく、今後とも経営の健全性確保に努められたい。

特別会計の名称	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
公共下水道事業会計	—	

(審査資料)

1 健全化判断比率等の対象会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等は、次のとおりである。

区分・会計名等			健全化判断比率等の対象			
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	農業者労働災害共済特別会計				
公営事業	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計		実質赤字比率	連結	実質公債費比率	将来負担比率
	国民健康保険特別会計					
業会計	公営企業に係る会計（地公企法を適用する事業又は地財令第37条の事業）	法適用	実質赤字比率	連結	実質公債費比率	将来負担比率
		水道事業会計				
一部事務組合・広域連合			実質赤字比率	連結	実質公債費比率	将来負担比率
地方公社・第三セクター						

(注) 1 地公企法は地方公営企業法、地財令は地方財政法施行令をいう。また、法適用とは地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは法適用以外の公営企業をいう。

(注) 2 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算出される。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：13.49%、財政再生基準：20.00%)以上となった場合は、基準に応じて財政健全化を図るための具体的な計画(財政健全化計画又は財政再生計画)の策定及び実施が義務づけられている。

ア 実質赤字比率の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

- (注) 1 一般会計等の実質赤字額は、一般会計及び特別会計のうち普通会計(一般会計に準ずる会計)に相当する会計における実質赤字の額である。
- 2 標準財政規模とは、標準的な状態のとき通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものであり、標準税収入額等に普通地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである(以下同じ。)

イ 各年度決算における実質赤字比率

区 分	令和2年度	令和3年度	判 断 基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	13.49%	20.00%

令和3年度決算における実質赤字比率は、前年度と同じく一般会計等の実質収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。

なお、実質赤字比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円、%、ポイント)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減	
			金額等	比率
一般会計等の実質収支額 (A)	652,824	1,145,246	492,422	75.4
一 般 会 計	652,031	1,144,867	492,836	75.6
一般会計等に属する特別会計	793	379	△ 414	△ 52.2
農業者労働災害共済特別会計	793	379	△ 414	△ 52.2
標 準 財 政 規 模 (B)	8,682,460	9,117,331	434,871	5.0
実 質 赤 字 比 率	-	-	-	-
(A) / (B) × 100	7.51	12.56	5.05	-

(注) 実質収支額が黒字の場合は金額をプラス表示し、赤字の場合は実質赤字額として△表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は全会計における実質赤字額(公営企業にあつては資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：18.49%、財政再生基準：30.00%)以上となった場合は、実質赤字比率の場合と同じく財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

ア 連結実質赤字比率の算定方法

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$
<p>(注) 連結実質赤字額は、一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・法非適用企業)以外の特別会計の実質収支額と公営企業の特別会計の資金の不足額・余剰額の合計がマイナスとなった場合の額である。</p>		

イ 各年度決算における連結実質赤字比率

区 分	令和2年度	令和3年度	判 断 基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	—	—	18.49%	30.00%

令和3年度決算における連結実質赤字比率は、前年度と同じく対象会計全体の財政収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。

なお、連結実質赤字比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位：千円、%、ポイント)

区 分		令和2年度	令和3年度	増 減		
				金額等	比率	
連結実質収支額等 (A)		1,220,144	1,911,805	691,661	56.7	
一般特別会計及び公営企業以外の 一般会計の実質収支額	一 般 会 計	652,031	1,144,867	492,836	75.6	
	一般会計等に属する特別会計	793	379	△ 414	△ 52.2	
	一般会計等以外のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	52,452	100,014	47,562	90.7	
	後期高齢者医療特別会計	260	68	△ 192	△ 73.8	
公営企業に係る一般会計の 資金不足額 余剰資金 法適用	宅地造成事業以外	水道事業会計	402,402	496,556	94,154	23.4
		公共下水道事業会計	112,206	169,921	57,715	51.4
標準財政規模 (B)		8,682,460	9,117,331	434,871	5.0	
連結実質赤字比率		-	-	-	-	
(A) / (B) × 100		14.05	20.97	-	6.92	

- (注) 1 実質収支額が黒字又は資金剰余額が生じている場合は金額をプラス表示し、実質収支が赤字又は資金不足額が生じている場合は金額を△表示している。
- 2 資金不足額・剰余額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)等により、法適用公営企業にあつては流動資産の額と流動負債の額を基礎として、法非適用公営企業にあつては歳入歳出決算額に地方債残高や将来の土地収入見込額等を基礎として算定される。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、市債元利償還費(繰上償還など臨時的なものを除く)と公営企業債償還費に対する一般会計繰入金など公債費に準ずる経費に充てた一般財源が標準財政規模に占める割合から、実質的な公債費の財政負担状況を示す比率である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：25.0%、財政再生基準：35.0%)以上となった場合は、基準に応じて財政健全化計画等の策定が義務づけられている。また、18.0%以上の団体は起債に当たり許可が必要となる。

ア 実質公債費比率の算定方法

<p>実質公債費比率 =</p> $\frac{\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)} - \text{元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源(C)}}{\text{標準財政規模(E)}} \times 100$ <p>3か年平均</p> <p>－ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)</p> <p>－ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)</p> <p>(注) 1 地方債の元利償還金は繰上償還などの臨時的なものを除いており、準元利償還金は一般会計から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの等をいう。</p> <p>2 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、普通地方交付税算定において基準財政需要額に算入された額である。</p>
--

イ 各年度決算における実質公債費比率

区 分	令和2年度	令和3年度	判 断 基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	6.9%	6.7%	25.0%	35.0%

令和3年度決算における実質公債費比率は6.7%(前年度比0.2ポイント減)であり、早期健全化基準の25.0%を下回っているほか、市債発行に許可が必要な18.0%も下回っている。

なお、実質公債費比率の算定内訳は、次のとおりである。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計の地方債元利償還金(A) (繰上償還額を除く)	1,527,471	1,487,446	1,553,532
準元利償還金(B)	522,713	535,121	517,308
公営企業債等元利償還に充てた 一般会計等からの繰出金	482,980	432,648	420,832
債務負担行為に基づく支出のうち 公債費に準ずるもの	0	0	0
一時借入金の子	7	0	0
組合等が起こした地方債の償還 に充てた一般会計等の負担額	39,726	102,473	96,476
元利償還金・準元利償還金に に充てられた特定財源(C)	67,916	63,769	60,473
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D)	1,493,007	1,465,736	1,514,581
(A)+(B)-(C)-(D)	489,261	493,062	495,786
標準財政規模(E)	8,449,293	8,682,460	9,117,331
(E)-(D)	6,956,286	7,216,724	7,602,750
実質公債費比率(単年度) (A)+(B)-(C)-(D)/(E)-(D)×100	7.03337	6.83221	6.52114
実質公債費比率(3か年平均)	7.0	6.9	6.7

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、標準的な一般財源の規模に対し一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に係る一般財源の比率であり、いわば一般会計等が背負っている諸債務のストックが標準的な一般財源収入の何年分に相当するかを示す趣旨の指標である。

この比率が早期健全化基準である350.0%以上となった場合は、財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

なお、この指標においては、一般会計等に係る地方債残高や公営企業など一般会計等以外の会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰出金のほか、損失補償契約に基づき見込まれる負担額等が対象となる。

ア 将来負担比率の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額(D)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{充当可能財源等(B)}}$$

イ 各年度決算における将来負担比率

区 分	令和2年度	令和3年度	判 断 基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	47.6%	35.8%	350.0%	

令和3年度決算における将来負担比率は35.8%であり、前年度に比べ11.8ポイント減少し、早期健全化基準を下回っている。

なお、令和3年度決算における一般会計等に係る地方債残高や公営企業債等繰出見込額などの将来負担額（246億8,040万6千円）から充当可能財源（219億5,738万円）を差し引いた額は、27億2,302万6千円となっている。

なお、将来負担比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減	
			金額等	比率
将 来 負 担 額 (A)	25,100,191	24,680,406	△ 419,785	△ 1.7
充 当 可 能 財 源 等 (B)	21,660,849	21,957,380	296,531	1.4
(A)－(B)	3,439,342	2,723,026	△ 716,316	△ 20.8
標 準 財 政 規 模 (C)	8,682,460	9,117,331	434,871	5.0
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 (D)	1,465,736	1,514,581	48,845	3.3
(C)－(D)	7,216,724	7,602,750	386,026	5.3
将 来 負 担 比 率 (A)－(B)／(C)－(D)×100	47.6	35.8	△ 11.7	－

(ア) 将来負担額 (A) の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減	
			金額等	比率
将 来 負 担 額 (A)	25,100,191	24,680,406	△ 419,785	△ 1.7
① 一般会計等の地方債現在高	17,628,517	17,626,409	△ 2,108	△ 0.0
② 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	－
③ 公営企業債等元金償還に充てる 一般会計等の繰出し見込額	4,565,788	4,292,917	△ 272,871	△ 6.0
④ 組合等の地方債の償還に係る 一般会計等の負担見込額	675,407	590,725	△ 84,682	△ 12.5
⑤ 退職手当支給予定額の 一般会計等の負担見込額	2,230,479	2,170,355	△ 60,124	△ 2.7
⑥ 設立法人等の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額	0	0	0	－
⑦ 組合等の連結実質赤字額に係る 一般会計等の負担見込額	0	0	0	－
⑧ 連結実質赤字額	0	0	0	－

なお、令和3年度における将来負担額の算定の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	将 来 負 担 額			
	① 一般会計等 の地方債現 在 高	③ 公営企業債 等元金償還 に充てる一般 会計等の繰 入見込額	④ 組合等の地 方債の償還 に係る一般 会計等の負 担見込額	⑤ 退職手当支 給予定額の 一般会計等 の 負 担 見 込 額
一 般 会 計	17,626,409	—	—	2,170,355
一般会計等以外の特別会計の うち、公営企業に係る特別会計 以外の会計				
国民健康保険特別会計	—	—	—	—
後期高齢者医療保険特別会計	—	—	—	—
公 営 企 業 に 係 る 会 計				
法適用 <宅地造成事業以外>				
水道事業会計	—	283,850	—	—
公共下水道事業会計	—	4,009,067	—	—
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合				
嶺北消防組合	—	—	286,614	—
福井坂井地区 広域市町村圏事務組合	—	—	304,111	—
地 方 公 社 ・ 第 三 セ ク タ ー				
土地改良区	—	—	—	—
計	17,626,409	4,292,917	590,725	2,170,355
合計(①+③+④+⑤)	24,680,406			

- (注) 1 表中②、⑥、⑦及び⑧については、該当がないか数値が0のため表示を省略している。
2 退職手当支給予定額の一般会計等の負担見込額は、職員全員が自己都合で令和3年度末に退職すると仮定した場合に一般会計が実質的に負担すると見込まれる額である。
3 設立法人等の負債額等に係る一般会計等の負担見込額は、設立した一定の法人の負債の額や損失補償等債務に係るもので同法人の財務・経営状況を基に財政健全化関係法令

(イ) 充当可能財源等 (B) の内容

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減	
			金額等	比率
充 当 可 能 財 源 等 (B)	21,660,849	21,957,380	296,531	1.4
充 当 可 能 基 金 額 ①	4,229,607	5,100,920	871,313	20.6
特 定 財 源 見 込 額 ②	151,317	125,697	△ 25,620	△ 16.9
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	17,279,925	16,730,763	△ 549,162	△ 3.2

- (注) 1 充当可能基金額とは、地方債の償還に充当が可能な基金の額である。
 2 特定財源見込額とは、地方債の償還に充当が可能な特定の歳入の見込額である。
 3 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、将来発生する地方債元金償還や準元金償還に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額である。

a 充当可能基金額①の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減	
			金額等	比率
財 政 調 整 基 金	2,614,000	3,266,000	652,000	24.9
減 債 基 金	148,493	315,195	166,702	112.3
自 動 車 購 入 基 金	16,326	16,327	1	0.0
土 地 開 発 基 金	199,417	199,421	4	0.0
ふ る さ と 創 生 基 金	113,787	86,145	△ 27,642	△ 24.3
福 祉 基 金	225,798	225,798	0	0.0
金 津 雲 雀 ヶ 丘 寮 基 金	26,681	25,281	△ 1,400	△ 5.2
工 業 等 振 興 基 金	1,325	1,326	1	0.1
南 部 土 地 区 画 整 理 基 金	39,763	29,956	△ 9,807	△ 24.7
学 校 施 設 整 備 基 金	50,006	60,006	10,000	20.0
ふ る さ と あ わ ら サ ポ ー ト 基 金	255,335	360,715	105,380	41.3
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	15,474	1,484	△ 13,990	△ 90.4
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 利 子 補 給 基 金	53,160	4,160	△ 49,000	△ 92.2
国 民 健 康 保 険 基 金	484,425	474,484	△ 9,941	△ 2.1
農 業 者 労 働 災 害 共 済 基 金	34,617	34,622	5	0.0
合 計	4,278,607	5,100,920	822,313	19.2

- (注) 金額は各年度末における現金預金の保有高であり、出納整理期間における他会計との積立て及び取崩しを含む。

b 特定財源見込額②の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減	
			金額等	比率
公 営 住 宅 使 用 料	151,317	125,697	△ 25,620	△ 16.9

(注) 公営住宅使用料は、主に公営住宅建設事業債の各年度末現在高相当額である。

3 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

この比率が経営健全化基準である20.0%以上となった場合は、経営健全化計画の策定等が義務づけられている。

(1) 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

(注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

※ 宅地造成事業を行う企業会計については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

2 事業の規模は、法適用企業については「営業収益の額－受託工事収益の額」、法非適用企業については「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額としている。

(2) 各年度決算における資金不足比率

区 分	特別会計の名称	令和2年度	令和3年度	判断基準
				経営健全化基準
資金不足 比 率	水 道 事 業 会 計	—	—	20.0%
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	—	

(注) 「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

令和3年度決算における資金不足比率は生じておらず、経営健全化計画の策定等が求められる基準を下回っている。

なお、資金不足比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位：千円、%、ポイント)

特別会計の名称	区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
水道事業会計	資金の不足額・剰余額 (A)	402,402	496,556	94,154
	事業の規模 (B)	520,840	534,481	13,641
	資金不足比率	—	—	—
	(A) / (B) × 100	(77.3)	(92.9)	(15.6)
公共下水道事業会計	資金の不足額・剰余額 (A)	112,206	169,921	57,715
	事業の規模 (B)	516,141	556,032	39,891
	資金不足比率	—	—	—
	(A) / (B) × 100	(21.7)	(30.6)	(8.8)

(注) 資金に剰余額が生じている場合は金額を△表示し、不足額が生じている場合は金額をプラス表示している。